

近世期椎葉山における柚山願事件に関する一考察

The Entreaty of Deforest in Early Modern Shiba

大賀 郁夫

享保十一年、人吉藩預所である日向国椎葉山で横目役を勤める黒木六郎左衛門とその弟右田大六が、山中困窮を理由に柚山願を人吉藩に提出する。藩は「訳立難」として取上げないが、同十六年に至るまで六郎左衛門らは執拗に訴願を繰り返す。しかし藩が庄屋および願人らを吟味をした結果、六郎左衛門らの「私欲」によるものであると認定され、六郎左衛門は苗字取上げの上打首、大六は切腹を命じられて事件は落着いた。

しかし、この事件には不可解な問題が多く見られる。例えば六郎左衛門らの訴願手続きは合法的であり、公儀へ越訴や強訴、ましてや逃散したわけではない。訴願を繰り返しただけで死罪に処せられたのは何故か。六郎左衛門らも、再々度と訴願を執拗に繰り返したのは何故か。願書に連署した庄屋らが一切処分されないのは何故かなど、多くの疑問が残るのである。

本稿では、「椎葉山柚山願一巻萬覚」などの基本史料を詳細に検討することにより事件の真相について考察し、この事件が宝永期の柚山請負における不正事件の告発で藩を揺さぶり、柚山願の許可を得ようとする六郎左衛門に対して、藩が彼らを処刑することで事件を隠蔽したものであることを明らかにした。

キーワード・柚山稼ぎ 横目役

目次

はじめに

I 第一次柚山願事件

- 1 享保十一～十二年、柚山願
- 2 享保十四～十五年、柚山願
- 3 願書取り下げ願
- 4 戸根川村小役人助役事件

III 詮議の経緯と事件の終焉

- 1 藩の対応
- 2 柚山返山願の提出
- 3 詮議の開始
- 4 幕府への報告
- 5 六郎左衛門・大六の処刑

II 第二次柚山願事件

- 1 柚山再願の動き
- 2 願書の内容
- 3 庄屋たちへの尋問

おわりに

はじめに

本稿は、享保十一年から十六年にかけて、日向国椎葉山（幕領で人吉藩預所）で起こった柚山願事件を詳細に検討することで、この事件の意義を再確認することを課題とする。

この事件は、かつて野口逸三郎氏が「椎葉山の歴史^①」のなかで紹介されたもので、現在宮崎県東臼杵郡椎葉村大字大河内の川の口集

落には、「黒木六郎左衛門、右田大六兄弟殉難の地」と題する案内板が建っている。これは昭和五十九(一九八四)年に椎葉村教育委員会が建立したもので、次のような事績が記されている。

享保一六年七月十九日、川の口村の入口から右の方人家二〇間手前のこの場所で、人吉の検使役人及び山役人立会いの下で、黒木兄弟の仕置が型通りに行われ、死体は願出によって、一族の者に引渡された。場所が人吉城下でなく、在所の川の口が選ばれたのは住民への見せしめのためであった。この後兄弟の父所右衛門は扶持米を取り上げられ、六郎左衛門の男子四人はそれぞれ、尾崎、尾前、五ヶ所、岩井戸の遠地に、八月六日を限って所移し、という厳しい処分であった。当時の椎葉山の生活は焼畑産の稗、粟、ソバ等の雑穀に依存し、不作の年には飢え死にも出る貧しさで、黒木兄弟は、この窮状をみるに忍びず同志一九人に呼びかけ、連名で人吉藩に杣山願を出した。この訴願は、享保一一年に始まり、同一二、一五、一六年と続いた。その目的とするところは、立木の払下げをうけて、その伐採、運搬等の一切を村民の手で賄い、残った収益を分配して村民の生活を潤そうというものである。藩では対応に苦慮したあげく、連名の訴えは、徒党を結ぶもので、天下の大法に背く、かつ、訴状の中には虚偽の申立があるとして関係者全員を城下に呼び厳しい吟味の後、強引に供述書に捺印させ、これらの供述書が証拠になって主唱者黒木兄弟は邪悪非道の罪に問われて死罪となったものである。この時兄六郎左衛門六一歳、弟大六一歳、六郎左衛門は余人はともかく自らも、人吉役人にはめられて、いつわりものにされてしまつて面目次第もない。

そこで本稿では、こうした疑問を明らかにすべく、基本史料である「椎葉山杣山願一卷萬寛」^①「椎葉山黒木六郎左衛門右田大六御仕置一卷」^②をもとに、これらの史料を再度詳細に検討することで、この事件の真相に迫ってみたい。なお、特に断らない限り、文中の史料はこれらの史料による。

I 第一次杣山願事件

1 享保十一〜十二年の杣山願

まず事件の経緯を、最初から順に追ってみていくことにしよう。椎葉山大川内掛川ノ口村の横目役黒木六郎左衛門が、その弟右田大六と連署で、次のような杣山願を藩へ提出したのは享保十一年九月朔日のことである。

乍恐奉願口上

一椎葉山中畑地無之、人別渡世難成及難儀申候、依之奉願候旨趣者、鷹之巢山七ヶ所并寺社木并四壁ヲ除、相残所之御立山跡山不残何木ニ不寄材木被為仰付被下候ハ、山師江壳渡御法之通御連上銀差上、相残候ハ、山中御銀石代并壺割御銀不残御上納仕度奉存候、尤材木取跡ハ畑地ニ仕渡世送度奉願候、当分御立山稠敷立申候故、御立山ハ広く罷成、作所ハ少ク山中人多ク渡世及難儀申候、何とぞ願之通被仰付被下候ハ、難有仕合奉存候、将又頃日鷹之巢山御尋之由風聞ニ承知申候、若従他所何山ニ而も願之仁有之候ハ、弥以被仰付、相残候山以御慈悲被為仰付被下候様ニ折角奉願候、以上

祖父三代七〇年にわたる横目役を全うすることが出来ず心残りであると述懐している。前例のない重い仕置きであっただけに、住民の動揺が心配されたが表立った動きはなかった。死罪者であるから墓を造ることはさすがに憚られたが、死体の埋まった場所は誰が供えるのか花立で埋まり命日の七月十九日は二百三十余年を経った今日もお参りの人が跡をたたないという。

人は死して名を残すというべきであろう。野口氏は「六郎左衛門は山中の潤を標榜して執拗に杣山を願ひ」、仲間たちが次々と造反し孤立無援となるなかで「極悪人に仕立て上げられてしまった」といい、「果たして彼は不正邪欲重悪不道の重科に値する極悪人だったのだろうか」と、六郎左衛門らへの深い同情と強い疑念を投げかけている。

六郎左衛門個人の正邪はさておき、この事件には不可解な問題が数多くみられるのは事実である。そもそも六郎左衛門らの訴願は、願人らの連署に庄屋・横目の連署添書を付けて提出されており、形式的には非合法ではない。まして幕府への越訴や人吉城下への強訴、他領へ逃散したわけではなく、訴願を繰り返しただけである。そうであるにもかかわらず、六郎左衛門とその弟右田大六が首謀者として、何故に死罪に処せられねばならなかったのか。また六郎左衛門らも、訴願が悉く却下されても再度・再々度と訴願を藩に出し続けたのは何故か。彼らはどうして幕府へ越訴し、他領へ逃散しなかったのか。さらに庄屋らは、願書に連署しているにもかかわらず、事件では一切処分されていないのはどういう理由からなのであるか。こうした本質的な疑問はまだ多く残るのである。

午九月朔日

右田大六

杉田市右衛門殿

黒木六郎左衛門

恒松七左衛門殿

恒松孫左衛門殿

別府弥右衛門殿

困窮を理由に鷹巢山七カ所と寺社木・四壁を除く御立山跡山を払い下げ、伐り出した材木を山師へ売り、運上銀を納めた残りは銀石代や賦課銀上納に宛て、材木跡地は畑地にしたいというものである。広範な御立山が設定されたため住民の焼畑が制限されていたことを背景としているが、藩は六郎左衛門が山中役人の横目役であっても山中の重大な問題を庄屋たちと相談もせず、六郎左衛門と大六兄弟二人のみの連名で願出たものは受理しない、また以前(宝永年間)に散木山を許可した際に以後こうした願いは行わない旨の証文を取っていたことを理由に願いを却下した。山中全体にかかわる訴願であれば、山中役人の連署が必要であり、庄屋に相談なく彼らの連判を得ずに藩に訴願することは、たとえ六郎左衛門が横目役であってもこの訴願は非合法なもので、六郎左衛門個人の問題とされたのである。

明けて翌十二年閏正月二十八日、今度は六郎左衛門らに椎葉勤兵衛・松岡八之丞・奈須源右衛門ら庄屋と、六郎左衛門の同僚横目椎葉忠右衛門を加えた六人連名で再度藩へ口上覚が提出された。

乍恐奉願口上覚

一椎葉山中畑地無之、数年致逼迫飢死仕付、山中年寄吟味仕候旨

趣者、前々散木山被仰付難有材木銀致拝領候処、山師不勝手故山不仕候ニ付申請之散木山致返上候、折節重而ケ様成御六ヶ敷儀奉願上申間鋪旨證文差上置候、然処ニ山中人別飢死可致儀ニ付、無摠又々山奉願上候、御立山拾ヶ所・七ヶ所之鷹巢山・寺社木・四壁相除、前々返上致置候散木山并湊屋取跡山捨り材木被為仰付被下候者難有仕合奉存上候、木本ニ而山師ニ売渡シ山中御銀石代御上納申上、相殘銀人別耕作種用意仕、殊更飯米命続ニ仕渡世送度奉存候、山取跡早速畑地ニ仕、下々迄慶申事ニ御座候、数年逼迫飢死何共及迷惑奉願上申候、御慈悲之御吟味被遊御免被為仰付可被下旨御取成偏奉願上候、乍恐口上如件

未聞正月廿八日

椎葉山 右田大六

杉田市右衛門殿	判	奈須源右衛門	判
恒松七左衛門殿	判	松岡八之丞	判
恒松孫左衛門殿	判	椎葉忠右衛門	判
別府弥右衛門殿	判	黒木六郎左衛門判	判

ここでは、山中には畑地が少なく数年逼迫し、飢死する者さえ出ていることをあげ、前回散木山で材木を拝領したが山師が「不勝手」でせっかくの山を返上してしまったので、そこで御立山などを除いて返上した散木山と湊屋が柚入れした跡山に放置された捨木を払い下げてほしい、そうしたら山師に材木を売り銀石代を上納し、残り人は人別耕作の種用にし、また跡山は畑地にしたい、と申し入れていく。山中が飢饉で飢人まで出ている状況を聞いた藩は、幕府へ報告

して「御救」を願うよう説いているが、この願書は庄屋四人と横目が連署しており、かつ大川内掛庄屋奈須源右衛門と右田大六が持参していることから、内容に関しては山中役人全員の合意のもとに作成されたものといえる。

ほどなく二月十五日付で、山中からさらなる口上覚が藩御用場へ出された。山中では飢饉で飢人がでており山中役人らが協議した結果、①御立山一二カ所、御立添山六カ所、鷹巢山七カ所および杉寺社木・四壁を除き残らず畑地とし、跡山の楸・梅・松などは無運上で払い下げてほしい、②湊屋が切捨てた材木を拝領したい、③御立山一二カ所のうち二カ所は湊屋の柚入りがなかったたので畑地にしたなど、より具体的な要求がなされている。

藩は藩主相良長在が参勤するので、江戸で吟味する旨を伝えた。山中では五月朔日付で山中にある五六の鹿倉の木数二万四三〇本を報告したが、その後藩から何の沙汰もなく、願書は事実上棚上げされてしまう。山中の飢饉がそれほど深刻なものではなかったのか椎葉山中からも何の催促もなされてはおらず、事態の進展はみられなかった。

2 享保十四〜十五年、柚山願

藩が山中役人に対して漸く願書の返答を行ったのは、実に二年余り後の享保十四年七月のことである。藩は「山中無年貢之地ニ而諸事共被差免置候、外ニケ様之類有之間鋪」としたうえで、「願かましき儀共可差控」と叱責した。また湊屋が柚取りした跡の御立山二ヶ所での畑願は、現在も御立山内であるので許可できないとして、

る。

藩はこの願出に対して、今は藩主が出府中であるため吟味は難しいこと、国元で吟味ができないのであれば江戸へ訴えても決して取り上げられないことを諭し、藩主が間もなく帰国するのでその時に改めて願書を吟味するとして、幕府への越訴をほめかす六郎左衛門を不快に思いつつ、六郎左衛門へ願書を差返した。

明けて享保十五年二月、六郎左衛門は十五日付の同人単名の口上書を自ら人吉に持参した。内容はほぼ同じであるが、願いが聞き届けられれば①一年に銀二貫目宛、二〇年間大公義ニ幕府へ献上する、②残銀があれば山中人別に配分すると条件を出すとともに、「私江御暇被下候ハ、殿様御在江戸之内ニ罷越、奉願上度存候」「無左候而ハ他領之願主ニ被仰付候而者山中及難儀」と、自ら江戸へ赴き藩主へ直訴するとし、柚山が他領願主に請負われることに強い懸念を示している。

こうした背景には、六郎左衛門が具体的な運上銀額を提示していることからわかるように、柚山稼ぎで得られる莫大な利潤があった。椎葉山では、宝永四〜八（一七〇七〜一一）年の五カ年に大坂町人湊屋による柚入りが行われたが、その際椎葉山中へは困窮を理由に御立山と湊屋請負跡の一九カ所の山散木五五三〇本が払下げられた。しかし深山であったため、わずかに二カ所の山しか柚入できず残りは返山するしかなかったが、それでも二カ所の山であつても請負銀高は一〇貫四七五匁に上り、庄屋・小役人以下山中総人数四〇一三人に配分された。六郎左衛門らはこの時に大半を返山したことが何とも悔やまれたのであろう、再度の柚山請負を目論んだと思われ

四月十日、六郎左衛門から取り次ぐ形で次の二通の口上書が藩へ出された。一通は戸根川村奈須郡左衛門以下一九人から六郎左衛門宛、もう一通はこれを請けての六郎左衛門の添願書であり、いずれも四月五日付である。まず前者では、「惣山共ニ大坂町人・日州之山師都合十七人ニ而御願、大公義江申上候而最早大形埒明申候様」の状況を嘆き、「右之御願不相叶候而ハ渡世之手立毛頭つき迷惑千萬」と訴えた。自分たちが藩主の帰国を待っている間に大坂町人や日向の山師らが幕府へ願出て、大方は決まりそうだとの情報を得てかなり焦りが感じられる。もしそう決まったら「山中之者共及飢ニ中儀者眼前ニ御座候」と、飢に及ぶべきことをにおわせ、藩からも幕府へ申請するよう懇願している。それが叶わないなら「願之もの共心仮ニ致候様ニとの御免」してほしいと逃散を示唆した。さらに

「於然者了簡茂御座候、此段願之者共内証者駈与相極置申候」と藩を脅迫している。六郎左衛門が柚山願を出してすでに五年が経過しており、後から願い出た他領者たちに山を渡すのであれば「不及是非ニ儀ニ候条、山請取山師ニ立合挨拶次第可仕候」と、阻止のためには実力行使も辞さない覚悟を述べている。また聞き届けられなければ藩領内に召置いてほしい、それが許されないのであれば他領で

渡世する覚悟であると断言し、「其節ニ罷成候而ハ身之上いか様ニ成はて可被申哉も不存候得共不及力」と、かなり強気の態度で藩に迫っているのである。

願出た一九人の内訳は、戸根川村九人、下福良・川の口村が各三人、不土野・竹之枝尾村各二人であった。いずれの村もかなり離れており、特に下福良掛の戸根川村と大川内掛の川の口村は両端に位置する。かれらがどのような関係のもとで一味道心したかは明らかではない。なお六郎左衛門の居所は川の口村である。

同日付の六郎左衛門から藩役所役人宛の願書内容は前回とほぼ同様であるが、願いが聞き届けられなければ飢えに及ぶことを強調し、こうした自分の態度は「当役ニ而見及之義を其分ニ而指置申義、役義ニあらず奉存候」と、横目役として当然の行為だとしている。また最後に「願申上もの共内證稠敷相極め申候、此段者筆紙ニ難申上候間口上ニ而可申上候」といった、不穏当な状況に陥る可能性を示唆している。

そこで藩は六郎左衛門を人吉役所へ呼び委細進上した上で、藩主が帰国して差出すよう指示した。五月二十一日付手形で、六郎左衛門は「足病」のため出頭できない旨を役所へ伝えるとともに、材木山願を重ねて懇願した。七月五日には戸根川村小役人であり、六郎左衛門の「隨身之者」である那須郡左衛門が六郎左衛門の名代として役所へ出頭し、六郎左衛門から役人宛の口上書を差出している。翌六日には役所当番である別府弥右衛門が郡左衛門を呼び、前回提出の願書内容について質疑を行っている。ここでは願書に認められた、「内證ハ耽与相極置候」「願申上もの共内證稠敷相極置候」「此

たが、源右衛門ら庄屋・横目の名が願書にみえない、山中に飢人がでており山中潤のためであるならば山中役人連名で願出るはずであり、このことを内証で伺いたいと話した。

これを聞いた二人はたいへん驚き、次のように答えた。当春二月頃、六郎左衛門から廻状があり、再度杣山願を出すので加担するのであれば銀五匁宛出すように、加担しないのならばその訳を承知したいと行ってきた。自分たちは四、五年以前にこのような願いを出したが叶わなかった。去年も願出を却下されて日も浅いのに、再度願出るのは憚多いことである、山中に飢人があるというが自分たちは承知していない。病人はいるが飢人は一人もいないし、その報告も受けていない。また庄屋配下の小役人が願出に加わっていることについて、「我々手永之小役人共迄連判を以公義江御願書差出候儀、不屈至極ニ存候」と不快感を顕わにし、飢人があるのならばまず自分たち庄屋へ報告すべきであり、それを今まで全く知らせず、庄屋に相談もなく公義へ願出ることとは「御公義ヲ軽メ」ることで容認できない。山中の役儀は六郎左衛門一人に断れば事が済むというわけでは決してない。「山中人別取すくい之ため」というなら、すくなくとも同役の忠右衛門へは相談すべきではないか、と憤っている。山中の支配体制を根本から覆す六郎左衛門のスタンドプレーもさることながら、山中役人として飢人がでていることさえ知らないでいることは職務怠慢に他ならず、処罰を蒙りかねないことへの激しい憤懣が伝わってくる。

源右衛門らの報告を受けて、翌十八日、藩は六郎左衛門と願一人九人のうち一、二人の出頭を命じた。「足痛」と称する六郎左衛門

段者筆紙ニ難申上候間、口上ニ而可申上候」という文言が、どのような意味なのかが問われた。

郡左衛門は、「願之筋御叶不被下候而ハ飢死いたすより外無御座候得ハ、山中ニ而飢死仕候茂残念ニ奉存候二付、一向御城下江罷越殿様御頼申上より外無之候」と、人吉城下へ強訴し藩主へ直訴する覚悟であると返答をしている。「右ニ申上候通相違無御座候由」を郡左衛門は再三申上げながら、他領の請負人に対して「立合挨拶次第可仕候由」との意味については、「筆者之誤」とし願書から除外するよう求めている。また願書には記されていない村もあるが、山中が飢饉であるのに六郎左衛門以外の庄屋ら村役人が加わっていない理由を尋ねたところ、庄屋や相役横目らは「四五ヶ年以前御願申上候処ニ御叶不被成由被仰出、無程所ニ又々御願申上候茂公義をかろしめ難申上」ことを理由に加わっていない、六郎左衛門が人吉城下への訴願のため往復する路銀を取っており、払えない者は加われないからだと答えた。弥右衛門らは六郎左衛門自らが出頭して申上げねば「埒明」ないことを郡左衛門へ伝え帰山させた。

3 願書取り下げ願

郡右衛門の強気とも取れる返答に不審を抱いた藩は、七月十二日付で庄屋四人と横目椎葉忠右衛門に対して人吉への出頭を命じた。十七日、椎葉山より庄屋奈須源右衛門・同助太夫・松岡八之丞名代の久右衛門・椎葉勘兵衛名代の小役人甲斐儀右衛門および椎葉忠右衛門名代の加七ら五人が人吉に到着した。このうち源右衛門と助太夫を呼び、六郎左衛門と山中小役人・山侍ら一九人が杣山願を出し

へは城下から駕籠を遣り、村次で是が非でも城下へ来るよう厳命している。その一方で、同日藩は源右衛門らの内証の返答を口上書に認め、出頭している五人の庄屋たちに対して、その要点として①加担者に銀五匁宛ださせたこと、②願書に飢人があるというが実際は一人もおらず、そのこと自体知らされなかったこと、③願が叶ってもし中の潤にはならないこと、④「内證ハ稠敷極め置候段」とはどのような意味かは知らないこと、を確認させている。さらに二十日、源右衛門らが山中には飢人は一人もいないと断言したことについて、四年前に差出した願書には山中に飢人がある旨書かれており、それに庄屋らが連判していたのはどうかを問われた。これに対して源右衛門は、杣山願の初発は六郎左衛門と大六兄弟が始めたことであり、飢人のことが願書にみえたが、「差当りたる飢人ハ無之候得共、右之通ニ而御願相叶候得者山中之潤と斗奉存」連判したといい、助太夫も、六郎左衛門から山中役人は一人も残らず連判するように、「御城下より之御差図」というので連判したと苦しい返答をし、あくまで六郎左衛門に唆されたことを強調している。藩役人らが協議した結果、六郎左衛門が参着したらどこか役人宅へ呼び、どう判断しても六郎左衛門らが「理落」であるから、願を強いて出せば「兎角宜かる間敷」ことになる旨を伝え、願書を取り下げるよう説得することになった。六郎左衛門が藩役人たちと「数年馴染」であり、「御やかましき儀」にならないよう穏便に済ませたいとの配慮であった。

さて、六郎左衛門が願人の那須助兵衛・中瀬傳之丞らと城下に到着したのは二十一日の夕刻であった。六郎左衛門は恒松孫左衛門宅

へ呼ばれ、「数年心安得御意、馴染之筋も在之候」と前置きした上で、願書内容について庄屋たちの返答も併せて次のことを尋問した。

①山中飢人が出ているというが、庄屋たちは飢人は一人もいないといっている。

②小役人たちが庄屋らに相談せず公儀へ願出たことは「不屈至極」である。

③四年前に出した願書に「飢人」とあったが、庄屋たちは六郎左衛門が藩の差図といい、庄屋らも山中潤となると思い連判した。

④六郎左衛門の添願書に「内證ハ稠敷極置候由」とあるが、もし吟味になれば「其方至極之越度」となる。

⑤公儀への願書を庄屋にも相談せず差出したのは庄屋に対して無礼であり、公儀から任じられた山中役人たちを蔑ろにすることは「公義を龜末ニ仕候筋」である。

以上のことについて申し開きがあれば、言上するよう孫左衛門が六郎左衛門に迫った。

これを聞いた六郎左衛門の驚きは全く予想外のものではあった。彼は「一言も申開無御座候」「私儀役儀数十年無別条相勤、御免際ニ白砂ニ被召出一世之恥をすき申」と狼狽し、いともあっさり非を認めたのである。事前に知らせてくれた孫左衛門へは「御深切忝一念ハ死而茂忘申間敷」と配慮を感謝し、次のように語った。

初発願出候儀ハ他国之もの近々願取候由承知仕候、山中之もの共殿様御支配之ものニ候得者、飢かつへ仕候節者殿様江御無心中上外無之候、右之山被下候得者左様之儀無之と斗存候、且又願之もの稠敷相極候由申候ニ付、若尾平之もの共之様ニ殿様江御難題懸

の願人らに人吉への出頭命令が出され、同二十八日、六郎左衛門および一九人の願人、庄屋四人それに忠右衛門らに対して裁許があった。六郎左衛門へは藩役人からも「強而相願」があり、また「祖父以来山中役儀相勤候筋目之者」であることを考慮して詮議を用捨する旨が言い渡され、山中で遠慮するよう命じられた。残る一九人の願人らへも同様に、詮議の用捨と山中での遠慮が命じられているが、ここでは特に椎葉山が無年貢地であること、柚取は家業ではなく「公義之御山」であることを忘れないこと、万端支配頭ニ庄屋の指図を受けることが強調され、庄屋一小役人という支配体制秩序の確認がなされた。庄屋たちは大儀であったとして鳥目五貫文宛を拝領し、全員が八月朔日に帰山した。こうして五年にわたる柚山願運動は、六郎左衛門が願書を「誤」と認め「此御願ニ付而ハ自是一向構不申」と宣言することで、とりあえずは落着する。

しかしまだその火種はすべてが消えたわけではない。今度は戸根川村で、小役人たちが遠慮を命じられている間の助役任命をめぐる、その拝命を拒否することで新たな展開を迎えることになる。

4 戸根川村小役人助役事件

椎葉山大河内掛庄屋那須助太夫と横目椎葉忠右衛門から、八月九日付の手形が到来した。手形の内容は、戸根川村の小役人四人が遠慮を命じられたので、小役人助役を同村の奈須八兵衛と同市左衛門に命じたが拒否され、助役の請合者が無く当惑しているというものであった。翌十日付で、藩は兩人へ「右之通ニ而ハ事済かたくと相聞」旨を申送り、十三日には忠右衛門が人吉へ到着して戸根川衆か

ケさせ申候而ハ不宜筋ニ存、右両様之儀斗奉存御願申上候、然共稠敷相極候訳ハ承仰ヲ至極奉誤候

六郎左衛門はあくまで山中に飢人がでており、その救済が目的であると主張し、願人たちの「稠敷相極候由」すなわち思い詰めた行為(逃散や強訴か)を懸念しての願出であったことを強調している。

その上でまた、「難申儀ニ存候得共、此上者如何様ニ仕候ハ、此度私無調法之難通可申哉」と孫左衛門に泣きつき、その善後策の指示を仰いでいる。意外な六郎左衛門の言動に戸惑いながらも、孫左衛門は「当春無調法之願書差出候儀卒忽成儀ヲ仕候」と役所へ願出、差出した願書を返却してくれるよう哀願する外にはないと勧めた。「御尤千万」と歎んだ六郎左衛門は、翌日早朝に早速役所へ願出、願書を取り戻した。藩は「六郎左衛門誤入申候由」と断定し、口上書を作成している。

六郎左衛門はあっさり「誤」を認めたが、ほかの一九人の願人らの言い分も確かめなくてはならないと孫左衛門が言うと、六郎左衛門は平然と「如何様ニ私江申懸候而も私者此御願ニ付而ハ自是一向構不申候、其方杯心次第ニ仕候様ニと申聞可召置候由」と答えている。これまで示した願書への熱意をいともあっさり否定し、今後は柚山願に関しては一切関知しないという、六郎左衛門の一九人に対する決別宣言とも受け取れる文言である。

こうした六郎左衛門の明確な態度を考慮してか、藩は柚山願を「及御吟味候ハ、曲事ニ茂可被仰付筋ニ思召」としながらも、「跡達而成共我ケ非を存付、誠之筋を申出候故不便ニ思召」というきわめて寛大な処分を行うことを示唆している。七月二十五日付で一九人

らの手形写を提出した。

乍憚御手形ヲ以申上候

一戸根川名こんきうゆへ、御公義様材木願之儀申上候処ニ、戸根川四人之役人御ゑんりよう被仰付、何共惣百姓中めいわくニ奉存候、然共貴殿様御公義御前首尾能御座候由皆々大悦奉存候、夫ニ付而奈須八兵衛・同市左衛門被召寄候、戸根川名江当分付役人と御座候而茂任もの老人茂無御座候、役人御ゑんりよう内、貴殿様方より直ニ御異見被仰付可被下候、何様之儀只今とね川名役人なし之条御吟味首尾能被仰付可被下候、為其老人ヲ以申上候

八月七日

とね川 惣人数中

小崎村 奈須助太夫殿

四人の小役人が遠慮を命じられたことで「何共惣百姓中めいわくニ奉存」と恨言を述べ、「当分付役人と御座候而茂任もの老人茂無御座候」と非協力を通告している。助太夫が自宅に兩人を呼んで助役を命じたところ「必至と合点不仕候」と拒否され、忠右衛門が立合っても無駄であった。助太夫らは助役任命が「御役所ヨリ被仰越候由」であると藩権力からの命令であることを強調したり、「公義より被仰付義を被相背候而者宜ケ間敷」「被仰付義を相背候ハ、御城下江被招呼規度被仰付義も可有之」と再三宥め脅したが、兩人は頑として請けなかった。戸根川村の住民たちには、庄屋助太夫や横目忠右衛門に対する信任が全く見られず、掛において庄屋支配が未だ貫徹していなかったことがわかる。

藩役人は忠右衛門に対して、戸根川衆が助役を請けないのは「何

椎葉山地図



茂申談候上」のことが、「其身不器量者故」なのかを問いただして
いる。忠右衛門は「戸根川中何茂申合、助役茂畏不申候儀」「前々
ヨリ戸根川と申所ハ善悪共ニ何茂申合、何事茂組仕所」、すなわち
戸根川村は何事にも「徒党」を与む土地柄だとしたうえで、両人の
頑なな態度は「老人之了簡ニ而ハ無之筋と見及申候」と、暗に背後
に黒幕の指導者がいることを示唆している。

事態の悪化を憂えた藩は、直接藩命として請けさせるため二十一
日、役所手代二人を椎葉山に派遣した。二人に渡された口上覚書で
指示されたことは、川の口で六郎左衛門と対談して助役を請けるよ
う勧めさせること、書中に記された「戸根川惣人数中」「戸根川中
ニ助役相勤候者老人茂無之由」の真意を確認すること、これは「誓
物徒党」に当たり重罪は通れられず村内全員が難渋すること、など
であった。

大雨で足留めされていた二人が漸く川の口に到着したのは、二十
四日のことである。六郎左衛門は、自分は遠慮中であるから手代た
ちの止宿は遠慮したいといったが、手代たちは遠慮中ではあるが役
儀は御免になっていないし、「内証咄」もあるからと強引に止宿し
ている。手代たちは戸根川村の者たちが「徒党」を与んでいるかを
確かめるために派遣されたこと、六郎左衛門や大六からも彼らへ助
役を請けるよう勧めしてほしい旨を依頼した。これに対して六郎左衛
門は次のように答えている。「助役之者共江我々前より致催促、自
然御請不仕候ハ、六郎左衛門腰をおし候様ニ可被思召と氣之毒ニ存
候、此段者御用捨被成可被下候」。すなわち八兵衛らが助役を請け
ないのは、六郎左衛門が彼らの「腰をおし候様」と見られているこ

とに憤激しているのである。さらに弟大六にいたっては、「御請仕
候而茂、又々御請不仕候而茂、我々兄弟腰をおし候様ニ可被思召上
候」とし、今回の柚山願では「子細者先頃御役場ニ而今度柚山願ニ
付而、我々兄弟山中わるものニ候間、科ニ可被落との御沙汰之由承
候」と鬱積した不満を感情的に顕わにしている。大六の発言に、手
代たちは役所での吟味は「他言無之」であるのに、その「御沙汰」
はどこから聞いたのかと詰め寄ると、大六は赤面してこのことは聞
き捨てるようお願い、結局六郎左衛門らは助役を請けるよう勧めるこ
とを承諾した。

手代らは遠慮中の戸根川村小役人四人と、この度助役を命じた二
人を、川の口の六郎左衛門宅まで出頭するよう手形を出した。出頭
場所が大河内掛庄屋である助太夫宅ではなく、川の口住の六郎左衛
門宅であったことは、山中における六郎左衛門の立場をよく示して
いる。また同時に、六郎左衛門らに勧告を依頼すること自体、藩が
六郎左衛門が戸根川衆を扇動する黒幕であると推定していることを
示しており、彼の真意を確認し動向を見守る目的があったと思われ
る。二十六日、六人は六郎左衛門宅に出頭したがその日の説得は失
敗に終わったため、翌日小役人の郡左衛門を内証で呼び出した。郡
左衛門は、小役人四人は遠慮を命じられた時に戸根川衆を集め、
「公義少之事たりとも、只今ヨリ不承候由」を宣言したので、戸根
川衆が助太夫へ書付を出したとさえ知らないという。手代たちが
「戸根川惣人数中と書出シ候上ハ、徒党之人数江各々茂相成候、此
段者申わけ不相立候旨」を問うと、郡左衛門も「何事茂御奉公」と
して八兵衛らが助役を請けるよう勧めることを承知した。

二十七日早朝、手代たちは六郎左衛門・大六列座の上で、市左衛
門らへ改めて助役を命じた。市左衛門は、肥後・日向両国境であり、
小役人四人でさえ漸く勤めている役儀を、若輩である自分たち二人
が勤めることはできない、庄屋助太夫宅からは八里余もあり指図を
受けるのが容易でないとして、また九郎右衛門は自分は名代だから
として拒んだが、六郎左衛門・大六をはじめ助太夫・忠右衛門およ
び郡左衛門ら小役人たちが説得を行い、二人は漸く助役を請けた。
こうして助役拜命は無事終わったが、その際に六郎左衛門が手代
らに語った意味深な話しは注目される。

①一 柚山奉願候所存者、拝借銀三拾貫目程山中江有之候を、一兩年
ニ返納仕候様ニ被仰付候処ニ、山中ニ銀子無之儀ニ候間柚山を
相払拝借銀を差上、相残を何茂江配分仕候得ハ山中之勝手ニ相
成候、扱又先年散木山拾八ヶ所、公義江相願返上仕置候内式ヶ
所、助太夫兄弟二而上板式百枚程茂取候山を切つふし、其外所々
左様成事有之候間、今度願之通被仰付候得ハ左様之所茂破れニ
成り不申ニ付願上候、尤被仰付候ハ、球麻より御奉行茂不被仰
付、山中役人支配ニ而御雑作ニ不成様ニ願上覚悟ニ而御座候、
然処ニ奈須孫右衛門役義被召揚ヶ候義私故と兼而存居、此節役
人衆江致催促、私を潰シ可申とたくミ申候、尤庄屋杯被申上候
儀茂孫右衛門催促ニ而御座候由承申候

②一 此節私儀役儀被召放歟、御扶持被召揚ヶ歟、私いたミニ成候ハ、
堪忍難成候間申出儀茂早々御座候得共、差控罷有候
③一 先頃於御役所ニ遠慮被仰付候節申上度儀茂有之、手のはらむん
すく仕候得共、遠慮被仰付候上ニ左様申候而者重罪ニ罷成候間

奉畏罷立候、(中略) 尤私儀最早三代七拾年余り役儀相勤候処
二、一度茂無調法無之勤来候、然処ニ此節ケ様之義有之残念至
極ニ存候、爰々御公義を龜末二者不奉存候者を、くつし可申と
たくミ被申候義、近頃残多存候

④一五人之役人より山願拾九人并私迄偽を申上候様ニ申なされ候、
遠慮御免被成候而茂偽者、役儀杯相勤候儀無御面目候間、皆佐
可仕と存候

⑤一只今者役人と山願之者共、大分われ申候間山治り中間鋪と存候、
此已後御覽可被成候、併山中無事ニ被成候ハ、湊屋取捨材木斗
成共五人之役人衆并山願候拾九人、私迄式拾五人ニ被下候ハ、
和談ニ罷成可申と存候

⑥一松岡久左衛門人吉江被召呼候節、道々此辺ニ而被申候ハ、手前
在所ニ而ハはしりむしはやり候処ニ、飯料無之ニ付青芋根も入
不申を引身命をつなき候得ハ、皆ころ里ノと相果申候由
咄被申候而、於御役場二者及飢ニ候もの無之由拵候而申上候ハ、
無其紛偽ニ而御座候

まず①は、柚山願を行った理由を述べる。すなわち山中には拝借銀
が三〇貫目ほどあり、これを一兩年内に返納するよう命じられたが
山中に銀子がないため柚山によって拝借銀を返納し、残りを配分す
れば山中潤いとなるからであるという。いままでの願書では公儀へ
連上銀を上納し、その残りを山中に配分するとしており、拝借銀返
納のことは一切触れておらず、ここでもちだすのは唐突で不自然で
ある。また先年散木山一八カ所を公儀へ返山したが、そのうち二カ
所は助太夫兄弟が上板二〇〇枚程を取って山を切り潰し、ほかの場

儀は勤められないので暇を頂きたい。遠慮を命じられたのは庄屋ら
のせいだと不満を述べ、不信任を顕わにしている。しかし⑤のよう
に、山中の役人と願人たちの間が「大分われ」ており山中は治ま
らない、山中を平穩に戻すには五人の役人衆と願人ら一九人、それ
に自分の計二五人に湊屋が取り捨てた材木を拝領されれば和談にす
るといように、材木を払い下げれば和談とするなどしたたかな本
心を顕わしている。そこからは山中の潤のためという「慈愛」は全
く感じられない。

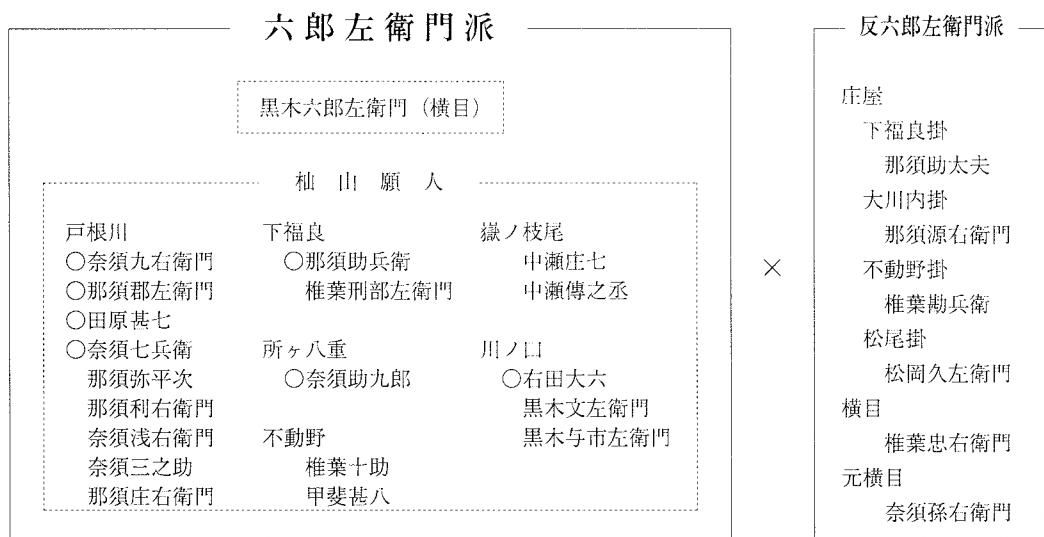
⑥では、松尾掛庄屋松岡久左衛門は人吉に出頭する道すがら、
「はしりむし」が流行っており、飯料もなく青芋の根も入らず皆果
てていくと話していた。それにもかかわらず役場では飢人はいない
と申し上げたことこそ紛れもない偽りであると強く非難している。
六郎左衛門がどこまで真相を語り、ことの真偽がどうであるか断
定できないが、これを聞いた手代たちはこのことをすべて藩に報告
した。山中では六郎左衛門派とそれに対抗する形で庄屋らを中心と
する反六郎左衛門派という構図ができており、藩が六郎左衛門を危
険人物だと認識したことは充分考えられる。なお藩は、事を荒立て
ないようするためか、九月十三日付で六郎左衛門と小役人ら七人
の遠慮を解き、「本々之通役儀相勤候様」と全員を復職させている。

所でも行ったこと、今度願の通りに許可されればそうした場所も
「破れ二」ならないので願出た、その時は山中役人が差配するので
雑作はかけない覚悟であるとする大河内掛庄屋助太夫兄弟の不正告
発である。しかし、助太夫のそれを隠してやる代わりに六郎左衛門
らが柚山願をしたというのは説得力に欠ける。

次に②では、今度のことでは自分が役儀後免になるか扶持取上げに
なるか、「いたミ」になれば堪忍できず訴え出ることも辞さないが、
差控えているという。六郎左衛門の覚悟と強気の態度が窺われる。

①に続き③では、かつて同僚であった奈須孫右衛門は自分が役儀
御免となったのを私六郎左衛門のせいだと思いい、役人衆に催促して
私を潰そうと画策しているという。庄屋らが藩へ申上げること、
孫右衛門が催促したことだと承知しているとしている。自分は三代
七〇余年間役儀を勤めてきたが、一度も無調法をしたことはなく残
念至極である。自分は公儀を龜末にする者ではなく、それを破滅さ
せようと企てている者がいるのは残念であるとする。奈須孫右衛門
は、宝永年中に湊屋が柚入れした際に六郎左衛門の父所右衛門とと
もに横目役を勤め、正徳四年の那須庄太夫一件では六郎左衛門とと
もに口上書に連署している人物である。孫右衛門は何かの理由で横
目役を御免となり、それを六郎左衛門のせいだとして六郎左衛門潰
しに暗躍しているというのである。両人の中で深い確執があったと
想定されるが、願人ら六郎左衛門派に対抗する孫右衛門のような反
対勢力が形成されていたことは明らかである。

④では、庄屋ら五人の山中役人たちから願人一九とともに自分ま
で偽を申し上げたと言われている。遠慮御免となっても偽者では役



(註) 享保十五年七月「椎葉山柚山一卷萬覚 一番」(内藤家文書)より作成。
○は小役人

図1 椎葉山における対抗関係

II 第二次杣山願事件

1 杣山再願の動き

六郎左衛門と七人の小役人たちが遠慮御免と復職の命を請けた旨を報告するため、九月二十三日忠右衛門が人吉役所へ参着した。そこで忠右衛門が「内証咄」として言うには、助太夫が二方所の散木山を切畑にした件について、六郎左衛門がこの件を藩が取り上げなければ球磨へ住居移しを願ひ、それも叶わなければ「自害より外無之由」と話しているということであった。山中では、六郎左衛門らが助太夫の過失を言立て、自害するというほど強硬な姿勢を崩さず、あくまで杣山願を出す動きがあることを示唆している。これを聞いた当番の孫左衛門は家老衆に報告し、忠右衛門へは杣山一件を吟味すれば処罰も遁れがたい、この節は「御慈悲之筋」で吟味しないである、それでも再度願出る動きがあれば山中で止めず、我々まで通報するように命じた。孫左衛門は、六郎左衛門と庄屋たちの確執を懸念してか、これは忠右衛門だけの心得にしておき庄屋らへの沙汰は無用としている。

さらに十一月十日、椎葉山から助太夫が役所へ出頭し、病身を理由に庄屋役御免を申し出ると同時に、「内々ニ而御咄申上度」としていうには、杣山願をした一九人たちが寄合ひ、六郎左衛門もその内談に加わって密談をしている、その際庄屋たちに判形させようと画策し、もし判形しなければ庄屋らを「悪人」と幕府へ訴える構えであり、しかも願出は年内にもなされるということであった。杣山願を藩が取り上げなければ、助太夫らが散木山を無断で切畑にした

ことを直接幕府へ訴えるというのであり、六郎左衛門らが強気に出るのはこれが「切り札」としてあったのである。

藩は、六郎左衛門らが再度願書を出そうとしている動きについて、「決而不願出筋ニ御裁許相済候、此処ニ又候願出之企仕候由、理非を不弁内談仕段無調法」と激しく非難し、助太夫ら庄屋が願書に判形すれば「願人共同意ニ相成」、「致判形差出候ハ、各越度可為」と厳命して帰山させた。一旦裁許された件に対して再願したならば、それは紛れない「科」であり、今度は厳しく吟味し厳罰に処する意向を固め、「御用」として山中役人たちに十一月九日頃に入吉へ出頭するよう命じた。

案の定、一九人の連名で杣山願が再度藩へ提出されたのは、山中役人たちが参着する前日の八日であった。藩は役人らの到着を待ち、役人らから願書を出す形にして、ある提案を示すことで願書提出を見合わせることを期待した。その提案とは、六郎左衛門らが願出した理由の一つとしている拝借銀の引捨てである。十日に役所に出頭した山中役人に対して、家老衆は椎葉山が藩から拝借している銀一八貫六二六匁七分二厘の引捨てを伝えた。歎び礼を述べる役人たちに対して、藩は「此節忝被仰出候、然者此御被願出候而ハ宜間敷様」であり、「時節見合被申出ニ而ハ有之間敷哉」と願書提出を時節を見合わせるよう提案している。但し、「夫共ニ願取上ケ申間敷様ニ申入儀ニ而ハ無之」と、願書を差出すことを禁止するわけではない旨を伝えていることに注意しなければならない。願人たちの目的は拝借銀の引捨てにあるのではなく、あくまで杣山願であることは藩も認識していた。拝借銀引捨てという藩の「御慈悲」は謹んで請け

ねばならぬ、時期をずらすことを指示したのである。藩はこの際、

杣山願を提出させて詳細に吟味を行うことで、一気に事件解決に持ち込もうという意志を固めていたのである。

2 願書の内容

明けて享保十六年正月十二日、例年の吉例として椎葉山侍ら三六人が人吉へ年礼の挨拶に参着した。藩役人に対して助太夫や六郎左衛門は、出された杣山願をみると、杣山が許可されれば幕府へ運上銀二〇貫目上納し、藩へも米代二〇貫目程上納するつもりだが、拝借銀を引捨てられたばかりであるのに願書を出そうとしている、どのように対処すればよいかと打診した。役人らは指図はできないと、また願書差出しを止めることもできない、願書を披見して家老衆に報告するまでだと答えている。藩役人たちは「御叶不被成候儀ヲ再三押返し願出候儀、我々了簡ニハ不能儀ニ候」と呆れながら、山中役人たちはもう彼らを止められないであろうから、「心次第」差出すよう六郎左衛門へ申渡し、この旨を願人らに伝えるよう命じた。藩は「願出ル義ニ候ハ、早速可願出候、願発且ヨリ之義共委細被逐御吟味、底ニヨリ大公義ニも可被仰上候」と、徹底して願書の吟味をする姿勢を明確にし、六郎左衛門へは「内証ニ而其方斗ニ咄たる儀」と名指ししている。藩は六郎左衛門を確信を持って訴願の黒幕とみているが、それでも表向きは六郎左衛門への信頼を強調しており、この藩のこの姿勢はその後暫くは維持されることになる。ここで、十二月八日に差出された願書の内容を検討しよう。

口上覚

①杣山願を五年も前から願出ている理由は、庄屋助太夫の不正・横領を隠蔽するためである。助太夫の切取った山は山師が袖入れした時は二四貫目であり、これを横目に無断で切取った。その弟八右衛門も御用山を他方へ売払ったので、もし他領の者が椎葉山を請負うことになれば助太夫兄弟の不正が露見するので、自分たちが申請すればそうしたこともない。

②大坂町人・日州の山師らは江戸で山願をしていると聞いているので、自分たちの願書も江戸へ出してほしい。遅れば助太夫が迷惑すると思うからであり、一刻も早く江戸へ上り殿様に依頼したい。

③大坂町人が山中の山を残らず請負うことになれば自分たちが立ち合うように願出た。その理由は、先年散木山一八カ所願出て御免されて袖入れした時七五貫目余り益があった。しかし代官より幕領の山師を使わないこと、何山に何本と願出ること、その帳面通りに切取るよう命じられたためやむなく返山した。このことは残念至極である。大坂町人がこれらの山すべてを請負うのであれば山を渡さず、大公儀（幕府）へ訴訟するつもりであるので立合う。

④山中の庄屋へ各掛の者たちが山願に加わるように勧めてほしいと依頼したが断られたのは無念である。

⑤山中に飢死した者は一人いもないと庄屋たちが申上げたが、実際には下福良組八人、所ヶ八重組五人、戸根川組八人、五ヶ所組二人、尾八重組一〇人というように、助太夫掛に三三人もの飢死人がいる。他掛にも少なからずいるはずである。山中は去年より当

年は不作で皆渡世に難儀している。

⑥以前願書には山中役人六人で判形して願出た。その時までは飢死した者のことを書出したのに、今度は五人が飢人は一人もないと申出たのは紛れもない偽である。

⑦他領者に山願が許可されれば助太夫兄弟や役人たちはともに無念であると思ひ山願をした。しかし願いは取上げられず遠慮を命じられた。

⑧柚山が許可されれば公儀へ運上を上納し、藩へも礼銀を差上げ、その残りは山中の逼迫した者の渡世に資すつもりである。こうした諸々の事情を申上げたにもかかわらず、柚山を許可されないのは残念である。

今までの願書内容と大筋では同じであるが、銀額や人数などかなり具体的な数値が示されており、語勢も強いことがわかる。特に再三に亘る願書差出しの理由が助太夫兄弟の不正・横領の隠蔽にあること、前回柚入りを許可された山を返山したことが残念であること、山中に飢死人が助太夫掛だけで三三人もいること、庄屋たちは今になって飢人は一人もないと偽をいつていること、柚山が許可されれば公儀へ運上銀を上納し、残りは山中で配分すること、を強調している。

ともあれ、願書は藩に提出された。藩は初回に立戻って厳しい吟味に着手する。

3 庄屋たちへの尋問

椎葉山から庄屋奈須源右衛門と松尾掛庄屋名代の小役人椎葉源八

「曾而不存候由」と答えたが、孫左衛門に忠右衛門が知っているのに貴殿が知らぬはずはないと叱責され、次のように答えている。

先年散木山御頼申上候処ニ願之通相済、山師ニ壳渡候処ニ餘程柚取仕候得共、五御年賦ニ被仰付候ニ付、遠山五御年賦ニ而ハ廣ク山仕込候儀不相成由ニ而右之山捨退申候、此山之内ニ木立宜所ハ其分ニ而差置、散木少々御座候所を百姓共江助太夫相渡候ニ付手廣ク切申候、其節切間敷所を助太夫畑ニ切候取沙汰有之候ニ付、六郎左衛門ヲ始役人之内ヨリ立合吟味仕候ハ、助太夫見廻之内故百姓共江相渡、最早手廣ク切候を差留候ハ、百姓共至極可及難儀候間、切候分ハ火を入させ可然と六郎左衛門ヲ始何茂相談之上ニ而事済候

すなわち御用木山を返上した後、助太夫から散木を払われた百姓たちが手広く切ってしまったので、六郎左衛門らと相談した結果果火をいれたということである。助太夫が御用木山を切り焼いたことは認めめたが、六郎左衛門が言う助太夫兄弟の不正ではなく、みな相談の上のことだと強調している。

さらに、柚山願が許可された場合、残り銀が山中人別に配分されればそれが益になると思ふかと問われたのに対し、源右衛門は内存として、与之助という山師が戸根川・川の口辺りを廻り願人たちに柚山願をだすよう催促しているが、与之助が肝煎りとなって柚山を売渡せば与之助が多大な配分を請け、残りを願人たちが取り、さらにその残り分を山中で配分することになるので、山師や六郎左衛門ら特定者の潤にはなるが、個々の利益は望めないと答えている。源右衛門は、去年六郎左衛門が遠慮を命じられたのは自分と助太夫の

が持参した願書が正式に差出されたのは、正月二十五日のことである。藩役所へ提出されたのは、一九人連名の願書と山中役人六人連名による添書各一通であった。今回も庄屋ら山中役人が連署して添書を出していることに注意したい。あくまで合法的な手続きで願書を提出しているのである。

月番役人の恒松孫左衛門は去夏に聞いたことと今回の願書内容の違いを指摘し、源右衛門に内証にて心底を伺いたいと申入れた。源右衛門が言うには、内容が異なるのは去夏七月頃は秋作に例年になり豊作が見込まれたため、飢人は一人もないと申上げた、ところが九月十月は例年にならない不作で実入りがほとんどなく山中が難儀したと答えている。一方願書に連署したことについては、当月十七日には六郎左衛門方から嶽ノ枝尾村の中瀬庄七宅で柚山願について会合するので参会するよう使いがあり、源右衛門が出向くと、六郎左衛門と大六それに戸根川村小役人と他村小役人各一人が寄合い、「去秋不作ニ付山中何茂及難儀、以来之飢饉ニ候得者、飢死人も可有之様」であるため山中役人衆が願書を藩へ取次ぎ、添書も出すよう大六にせがまれた。実際去秋は不作であり、大六の「若飢死人も有之、且他国江致徒党欠落杯致させ候得者、役人共殊外不念之筋ニ相成、御答メも可有之候」という脅しもあつてやむなく連判した。また孫左衛門の、六郎左衛門が路銀として五匁宛願人たちから集めた銀は、返銀されたのかという問に対して、返銀したということは承知していない、その銀を「御当地於町ニ品々調物仕候」、すなわち私的に流用したことは伝え聞いている旨を答えている。また助太夫が御用木山を畑地に切荒したという風聞について問うと、当初は

せいだと六郎左衛門が「殊外鬱憤」を持っており、そのため助太夫は役儀御免を申し出るほどであり、庄屋らと六郎左衛門の確執が深いことを懸念している。

一方松尾掛庄屋名代の源八に対しても、同様な尋問がなされた。去年の不作について、源八は次のように答えた。松尾掛ではそれほど深刻ではなく飢人は一人もない。庄屋八之丞は今回の柚山願は「非本意」であり、「無年貢之地ニ被召置、何ぞ御奉公も附申上候得者、銘々稼ニ精を出シ取続候ものハ其身之仕合ニ而御座候、又ハ渡世難続ものハ其身之無仕合ニ而御座候」と渡世は本人次第である。それにもかかわらず柚山を願うのは「公義江御やつかいをかけ候儀、至極無調法之至」である。また添書に連判した理由は、自分一人が判形しないと公儀よりどのような処罰があるかも知れず、仕方なく連判に加わったが、これは源右衛門も同意であり、大川内掛で柚山願に同意する者は一人もなく、自分たちは取次ぐだけであると言いつている。願人らが出した願書内容と、それに添書を附してはいくものの、取次いだけであるという山中役人衆たちの言分に大きな齟齬があることに、藩は強い疑念を抱く。

かくて、柚山願書を受理した藩は、この願書の内容をめぐって本格的な徹底調査を始め、事態は新たな局面を迎えることになるのである。

III 詮議の経緯と事件の終焉

1 藩の対応

正月二十七日、藩は山中役人全員と戸根川村小役人から一、二人および他村小役人一人に出頭を命じた。翌日、正月の初目見えとして椎葉勤兵衛が人吉城下へ到着し、藩は早速役所へ召呼んで「内証咄」として、①山中で飢人の有無、②添書に判形した理由、③助太夫の切畑の件、④路銀五匁相徴収の件、などを尋問している。これに対して勤兵衛は、①諸作実入が悪かったのは事実で飢死者がでるやも知れなかったこと、②城下などへ徒党して強訴すれば役人たちの落度となるのでは判形してしまった、③承知していない、④自分たちは願出に加わるつもりはなかったので出していない、と返答している。また藩から六郎左衛門らの願書に同意したかどうかについては、「六郎左衛門老人者申上度と被存候様二見及申候、残り五人者すき不申事二而御座候」と、同意を全面的に否認した。六人の山中役人のうち願書は六郎左衛門一人が積極的で、残り五人は全く同意する意志はなかったことになる。庄屋らと六郎左衛門との確執の深さが窺われる一方で、庄屋らの狡猾さが感じられる。六郎左衛門の孤立はもはや避けられなかった。

二月二日、六郎左衛門ら山中役人と戸根川小役人九右衛門、所ヶ八重小役人孫兵衛が人吉に到着した。それより前、藩は家老の指図で役人たちが二七カ条の尋問書を作成し、協議によりこのうち一七カ条を一人宛別々に尋問するよう内意をうけ、到着を待っていた。藩はすでに、「とね川九人之者本人二而、残り之者ハ戸根川之者願

出候」「書面二相見候願を企候ものハ戸根川九人之者、并右田大六、最初二黒木六郎左衛門と願出候発頭之者候」、すなわち今回の柚山願出が戸根川村の九人と黒木六郎左衛門・右田大六が企てたものと断定していた。

同月六日付で、願人一九人のうち前着した二人のほかに、戸根川村の郡左衛門ら九人と大六に対して「名代扨差越候而者不相成」と但書きされた呼手形が出された。しかし人吉に参着したのは郡左衛門ら三人だけで、大六らは病氣と称して出頭しなかった。九日、山中役人と願人らに対して、次のような尋問がなされた。

一 御立山・御立添共二十八ヶ山、鷹之菓山七ヶ山杉并寺社木四壁之森林を除、其外惣山不残与願申候、惣山何ヶ山二而候哉之事
一 役人共添書二者御運上差上、相残銀山中人別為致渡世と有之候、願人之書付二ハ御運上差上、相残所者渡世二仕度と斗相見江候、乍然物組中夥敷飢饉故難立身命旨書付候得ハ、歩銀山中人別配分可仕儀第一心得願出候趣と相聞候、乍去此儀如何申談相極候哉之事

一 此度願出候明山者、只今迄山畑杯不仕召置候哉、此外二当時山畑作来候所何ヶ山程可有之哉之事

一 山中統而困窮故人別潤色之儀を専に存、不顧身再三願出候哉、又一分之逼迫ヨリ事起り山中惣人数之事を申立願出候哉之事
一 拾九人二限右願達而申出儀人別配当之外利潤を存儀有之哉、又配分之儀ハ其方共茂人別同前二存候哉之事

一 大公義御運上銀何程斗可為哉与積、再歩銀何拾貫目斗可為与積候哉之事

一 山中人別配当銀いたし方人高二かけ、老人前二凡何程斗、或ハ軒数二而老軒二何程、或ハ身上之貧富委細二吟味如何程斗
二 而惣人数潤色与考之中談候哉之事

一 柚山願取上無之事候得者表立柚山共江引合、委ハ承届間鋪候得共、内證ハ能々慥成儀を不承届候而者山中惣人数潤色之筋を申立、役義二も非ずして其方共達而願申出かたき事二候、若不埒之筋二成候而者其方共達而訴詔申儀虚言二相成候ハ、難通、其科義者可為覚悟之然二候間、此度願之筋目先之迄無相違能々慥二内證ハ遂吟味可申出候条、右配分諸積差引之次第書面二不違様二慥成義口上二而成共、書付二而成共可申出候事

要点は、柚山願が山全体の総意であるのか、一部の者たちが総山全体と称して願出ているのではないか、銀配分の仕方・基準を明確に提示するように、ということである。

二月十日から藩は庄屋および小役人らを役所に呼び尋問したが、「二ツとして慥成儀無之」納得できる内容ではなかった。藩は慎重に吟味をすすめ、十二日、次の通り藩の意向を願人らに提示した。

一 椎葉山二而御立山十八ヶ山・鷹之菓山七ヶ所杉寺社木四壁森林除、惣山材木被下置候ハ、柚入仕、御法之通運上銀差上歩銀山中惣人数為潤配分可仕由再三願出候二付、願人共申談候実否一々相尋遂吟味候処二、何之無了簡只柚入斗之儀を存山中潤二成候哉之落着なく軽々敷儀を申出候、願書之面とハ不都合至極不届之事候得共、強而申出事候得者、猶又実否可遂吟味候条下請之者承、立山内見分為仕委細差引諸積相極可申出候、并餅ノ木可為同前事

一 山中潤二成候程之歩銀高何程と申儀、尤以後柚入無相違為證拠、右歩銀高先納為仕候様二堅致約束申出候上、可令差図候間早速銀子請取之差出置候ハ、慥成儀と相聞候、於然者於江戸被伺之柚入御免被成候ハ、銀子者人別配当可申付候、若大公義差支候ハ、則返銀可申付候事

一 一致見分候山之名一々驗之、并材木之多少品共二、且柚取板凡三四百枚・小物千四五百、又ハ式千斗一出シ之積二而、一山限何程宛可有之旨委細書付可差出事

一 御在城之内慥成證拠申出候ハ、於江戸御伺可被仰上候得共、無余日故下請積方等相調間敷候間、役人老人可被残置候条、当三月廿日より内右申渡候通相極、願人拾九人無差合者ハ不残罷越可申出候、縦令不致首尾候共可為同前候、尤廿日過候ハ、右役人江戸江可差立候間訳立、慥成儀二而も願取上間敷候事

一 若先納銀等不差出候得者無證拠儀ハ御伺不相成候、至其節二而年来再三及強訴候儀卒忽至極、只其身共之利潤を存願出候儀と相聞難通越度候間、此旨能々可存事

願書に全く具体策がないことへの苛立ちが窺える。藩は山中役人に対して、柚山での利潤の詳細な見積もりと歩銀の先納期限を三月二十日とし、もしそれができなければ私欲からでた「強訴」として「難通越度」とすると断言して、帰山して願人らと相談するよう命じた。さらに山中役人へは、やむなく願書に添書を附して取次いだことは認めながらも、「取次候斗」という添手形を出すべきであり、また添願書にある「飢死」を病身者や不稼者で死んだ者も飢死とみなしていることは誤りであるが、今回は慈悲により不問として庄屋

ら山中役人を免罪する旨を申渡して帰山させた。

2 杣山返願の提出

椎葉山では藩の要求に応えるべく、早速二月二十一日から日州延岡の山師渡辺金三郎と満石新七方へ大六と田原甚七を派遣して山見分を相談した。しかし見分する日限が足りず詳細な見分はできないとして両人が断つたため、肝心の杣山請負人が見つからないという事態に陥った。願人らは請負人を江戸表で探すことを願出、また木数や銀高を先年の例から山数五四、銀高七五貫目との見積もりをして、三月十二日付で山中役人に報告している。このような杜撰な報告では、詳細な見積もりと確かな請負人を求める藩を納得させることは到底できなかった。請負人が決まらず、先納銀の上納の術もなく万策尽きた願人らは、ついに杣山願取下げの口上書を藩へ提出した。このことにより、杣山願は藩の断じる「強訴」となり、「只其身之利潤を存願出」たことになったのである。なお十四日に椎葉山から出頭したのは、庄屋二人（松岡八之丞と勘兵衛名代の助太郎）、椎葉加七（忠右衛門名代）、願人のうち郡左衛門ら六人であり、源右衛門ら残りの庄屋と六郎左衛門・大六および田原甚七ら三人は病氣と称し、残りの願人らは路銀がないという理由で出頭していない。藩は十六日に彼らを役所に呼び、願書取下げの口上書の内容について吟味したが「一事茂訳立不申義を申上候二付、留書二茂難記」ものであり、明日再度出頭を命じた。十七日に出頭した庄屋・横目および願人ら六人は、次のような証文を藩へ提出した。

山返上口上書覚

山中困窮二付右拾九人之者共為潤山願申上候処ニ、御公義様御慈悲を以下受等ヲ極先納銀請取差上申候ハ、大公義様江御取次被遊可被下旨重々難有奉存候、夫二付拾九人仲ケ間より右田大六・田原甚七日州表江罷越相談仕候処ニ、下受等先納銀首尾不仕不及是悲候、乍此上被仰出趣日限五拾日差延被遊被下候儀者難有奉存候得共首尾仕儀不相及、仍之願山御返上申上候、此願之儀二付御公義様江差当儀茂可有御座候与奉存候得共御免可被下候、乍此上拾九人之内相残居申候者共、向後一言之儀申上間敷候

一今度拾九人之口上書ニ願之筋相見江候儀与被仰出候、御尤至極奉存候、然共書留無御座候故書上ケ無念之至ニ候、是又御免可被下候、已上

亥三月十七日

那須九右衛門 判
那須郡左衛門 右同
黒木文左衛門 右同
中瀬庄七 右同
甲斐寛右衛門 右同
那須佐右衛門 右同

御役所

本意はともかく、山中の潤となる正確な見積もりがあれば幕府へ取次ぐという藩の意向に反して、請負人が調達できないという理由で願書を取り下げるといふのでは話にならない。藩は同日付で出頭していない六郎左衛門ら残りの者たちに対し、たとえ病氣であっても駕籠や次馬を利用して二十一日に全員出頭するよう厳命する。藩に

よる徹底した、本格的な取り調べが開始されることになる。

役所では十九日、家老衆の指示で詮議する断書が作成され、綿密な協議がなされた。なお願人らは二十一日に人吉に到着したが、病気で出頭できない二人へは再度、出頭を命じる手形が出されている。翌日出頭した願人らへは、願書は「憚不少我俣至極」であること、再三杣山願をしたのは「山中人別潤」のためというが、「今更不首尾相成候儀、重畳埒至極族者与相見」ること、山中には願書の同意者は少なく「名目斗ニ是ヲ申偽を構、実者私欲ヨリ事発り候義無紛」ことである、願書を支配の庄屋に相談せずに出したことや飢死者がいるなどと書上げたことは「空言を中候義不屈」であることなどを申し聞かせて退出させた。一方六郎左衛門を除く山中役人五人へは、次のような尋問をしている。

一 背御下知我儘至極私欲を以非儀ニ組仕候事、其方工夫ニ而人をす、め候哉、又者何某より加り候様ニ被中間致組候哉、又右願風聞承何某ヲ頼加り候哉、被極詮議発頭人之相知候様ニ詰可申事、尤徒党之筋相成候由申極、式三人斗ツ、召出承届、又者対決なども為致可申候事

一 杣山願ニ付而出銭など致候義有之候哉、六郎左衛門より者出銭取集候、如何様ツ、出候哉可承事

今回の杣山願の企ての張本人の特定が企図されており、ここでいう「何某」とは、まさに六郎左衛門に他ならない。この段階で藩は、六郎左衛門を張本人と断定した。その理由として次の八点をあげている。

① 杣山願の起こりは、享保十一年年に六郎左衛門・大六兄弟で山

中の「人別救之為」を申立てたことによる。この時は他の五人の庄屋・横目らを差置いて六郎左衛門らだけの願出だったので取上げなかった。「山主ニ成代」銀を多く取込み、利益を配分するとは名目ばかりであったこと。

② 翌未年に山中役人連判で差出した願書に、右田大六が役人として記載せられていたが、これは六郎左衛門ら兄弟が張本人という紛れもない証拠である。

③ 戌二月十五日付で再度杣山願を六郎左衛門一人で願出、杣山願は山中下々まで達ての願であるとしているが、庄屋ら山中役人でさへ得心していない上は、偽を書上げたことに紛れない。

④ 同四月五日付で一人が連判して六郎左衛門へ願書を差出し、六郎左衛門も添書して役所へ提出したが、頭である庄屋たちも知らないことを六郎左衛門が一人で取次ぎ、特に倅や弟なども願人に加わっていた。

⑤ 戌二月十五日付の願書までは六郎左衛門・大六の連名で願書を差出していたが、それ以後は願人は一人人で、自分はいくまで取次人として願書を差出している。しかし、倅が願人の内にいるのであれば六郎左衛門も同前である。表向は取次人のふりをして、内実は願人らを扇動する張本人であるなど、表裏者に違いない。

⑥ 杣山を願出するため一人に銀五匁宛差出すよう山中に命じ徴収しているが、その出納帳面があれば差出すように。もしなければ紛れもなく私欲である。

⑦ 戌三月に参宮暇願をした際に、杣山願の下受人から前銀を取っ

たという話である。これも私欲に違いない。こうした心入では
 柚山願はすべて六郎左衛門の私欲からでた企てに違いない。

⑧六郎左衛門は柚山願を取次ぎ、憚り多い内容の願書を書かせ、
 仕方ないように願書を差出しているが、本心は同意であり張本
 人である。邪儀で多くの者たちを組込み、その張本人であれば
 徒党を結んだ罪は免れない。

いささか強引さも感じられるが、柚山の請負人の選定さえできない
 という無計画さで、かつ庄屋たちの同意もないのであれば、六郎左
 衛門らの行為が「私欲」ととられても仕方のないことであった。藩
 は六郎左衛門を、「私欲」から徒党を組ませて柚山願を繰り返した
 「罪人」と断じたのである。

同月二十六日、藩は山中役人と願人の一人に対して、去十二日
 に提出した願書取下げの口上書について確認し、証文に願人らすべ
 ての印形をとって差出させた。ここに柚山願はすべて白紙に戻され
 ることになる。

3 詮議の開始

三月二十七日、藩は願人一九人に対して「不訳立儀を度々願出、
 此節及返山候二付不届之至」として、徹底した詮議を行う意向を示
 した。一九人のうち「申開無之者」は籠舎させ、「不審無御座者」
 は町宿で待機させた。なお、いままで山中役人らと同座していた六
 郎左衛門は、「御尋之儀有之」として小頭部屋へ移され、その晩に
 は番人を付けられて籠舎させられている。

同日、真つ先に詮議をうけたのは、六郎左衛門の弟右田大六と、

偽りを構今更奉誤候事

一六郎左衛門義者御役被仰付置候間、表向ハ取次人ニ而右願書等
 差出候得共、実ハ願之本人ニ而御座候、六郎左衛門何事茂内證
 者差図仕願せ申候儀、何茂申上候通申分ケ無御座奉誤候事
 一柚山願相叶候ハ、配分銀私共兄弟之者は過分ニ取込可申由咄申
 候段、是又何茂申上候通成程右之咄シ仕候、私共兄弟何角世話
 仕願上申儀、借銀払等仕度存分ニ取込申候所存ニ而御座候故、
 自然願相叶銀子配分仕候節六ヶ敷為無之願人共江為申聞事ニ而
 御座候、御詮議之上私欲之企無紛罷成候儀申分無御座奉誤候事
 一願人共江六郎左衛門偽を以可相叶様ニ申聞、右願ニ付差当り入
 用之由申達出銭仕せ、六郎左衛門請取申候儀紛無御座候、右段々
 取集候銀高并遣方御尋被成候、帳面等茂不仕置羽織・合羽・股
 引・刀拵等を始皆私用ニ召仕、私欲之申分無御座奉誤候事
 一度々奉願御取上無之被仰渡候趣忘却仕、再三背御下知幾重ニ茂
 奉誤候事
 右之通之儀私共借銀等多、逗留仕候故何事茂不顧憚私欲を以色々
 と巧拵申上候儀、此節被遂詮議一々白状仕奉誤入候、仍而證文如
 件
 享保十六辛亥年四月六日 右田大六 判
 黒木六郎左衛門 同

この供述が強制されたものかどうかは確かめようがない。しかし、
 柚山願は自らの借銀払いのためであったこと、願人らから集めた銀
 七五匁は諸品買入れの私用に用いたことなどまで白状しており、諸
 品の内訳もかなり具体的に信憑性があるように思われる。

腹心である那須郡左衛門および同九右衛門らであり、藩は彼らを
 「申開無之者」の筆頭者とみなしていた。翌二十八日には郡左衛門
 や九右衛門のほか中瀬庄七ら二人、二十九日には黒木与市左衛門
 ら九人の詮議が行われ、それと並行して六郎左衛門への詮議も繰り
 返し行われた。四月朔日には六郎左衛門の罪状九カ条を認めた源右
 衛門ら庄屋四人と横目椎葉加七（父忠右衛門跡継）の連署証文が出
 され、六郎左衛門はまったく孤立する。庄屋らはもともと願書提出
 には不同意であったこと、山中には飢人は一人もないこと、柚山
 願が叶っても山中の潤にはならないことを強調して保身を図ってい
 る。詮議は三日まで続き、詮議口書の請書が作成されて六郎左衛門
 と願人ら全員が爪印させられた。

詮議は、六郎左衛門・大六兄弟の「私欲」から企てられた柚山願
 であることの証言を得ることに専念された。六日付の藩から郡左衛
 門・九右衛門・中瀬庄七への申渡覚では、かれらが「黒木六郎左衛
 門差図之由」を証言し、本人と対決した結果、六郎左衛門が「表裏
 私欲無紛一者であることに決定した。郡左衛門らは「有躰ニ申出」
 たとして籠舎を免じられ宿元へ帰されている。腹心であった郡左衛
 門をはじめ、一味同心を誓った願人らは、詮議されるなかで次々と
 寝返っていった。こうしてついに、今回の柚山願は六郎左衛門と弟
 大六の二人による企てということになり、誤証文を自筆で認めさせ
 られた。

証文

今度御詮議之上柚山願人江対決被仰付候処ニ、彼之者共申上候
 通何事茂私共兄弟之巧ニ而我儘之儀耳願人共不存儀ヲ書上、様々

翌七日、藩は別府弥右衛門を椎葉山大河内へ派遣し、山中の小役
 人三六人全員を同所へ召集して、六郎左衛門らの罪状を記した書付
 を公表した。小役人たちは口を揃えて「柚山願ニ加り申覚悟、毛頭
 無御座候」といい、六郎左衛門への同心者は願人一九人以外は一人
 もいなかったことを明言している。柚山願が叶っても配分銀は一銭
 も受取らない、配分銀が無いよう藩へ願出るつもりだったというく
 だりに至ってはあまりに不自然であり、過剰な防衛策とみられると
 ころも少なくない。だが、柚山の実現不可能となった以上、この事
 件は六郎左衛門・大六の二人だけによって企てられたものでなけれ
 ばならず、願人らの罪料全てを二人が償うことになるのである。

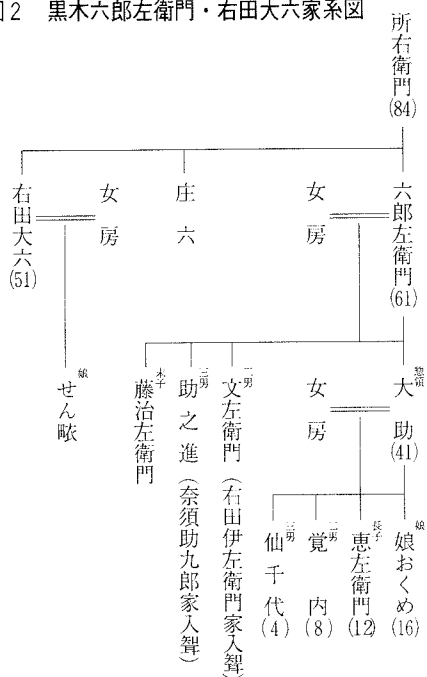
このほか六郎左衛門の余罪として、椎葉山中で倒杉や枯杉を願人
 があれば払下げていたが、その代銀一六三匁四分を六郎左衛門が
 「段々自分之間事」に流用・着服したことをあげ、その誤証文を書
 かせている。

4 幕府への報告

藩では願人たちに対し、六郎左衛門と同心しているかないかと
 いう二者択一の証文の提出をせまり、結局、六郎左衛門の倅文左衛
 門と弟大六および既に出籠した郡左衛門ら三人を除く一四人が証文
 を提出した。また文左衛門も別に、「親六郎左衛門義私欲之義多、
 無調法至極奉失御面目候」という証文を出している。一四人は二十
 三日に出籠を許され、椎葉山へ帰山した。

今回の柚山願が、六郎左衛門・大六の私欲から企てられたことを、
 願人らをはじめ庄屋ら山中役人および小役人らから不同意の証文を

図2 黒木六郎左衛門・右田大六家系図



(註) () 内の数字は年齢を示す。

で藩は、貞享年中の椎葉徳右衛門一件を先例として報告している。徳右衛門一件は、鷹巣山中で材木伐採・焼畑を行った徳右衛門が、藩の処置を不服として欠落し豊後代官に直訴した事件で、藩は徳右衛門を死罪にその子らを所移に処したというものである。結局幕府は人吉藩の先例を認め、六月八日、十右衛門から留守居に対し「領分前々ヨリ仕置被申付候格之儀ニ候ハ、其段者勝手次第」との附札をもって許可した。時を移さず翌九日、藩は江戸留守居井田左次右衛門を人吉に向かわせ、六郎左衛門らの仕置の許可を伝えさせた。家老衆への書状には、六郎左衛門は苗字取上のうえ打首、大六は切腹、仕置の場所は「山中之者共為見懲」兄弟の居住地である川の口で行うこと、その際には検使・給人・目付・役所役人および山中役人が立合うこと、仕置が済んだ後六郎左衛門の父所右衛門の扶持を召上げること、な

とるなど万全な証拠固めを行った藩は、江戸において五月二十五日付で藩主長在が幕府月番老中酒井忠音へ報告の口上書を提出した。口上書
私支配所椎葉山之内、川之口村罷在候横目役黒木六郎左衛門并弟右田大六と申者、段々我儘不法之致方重疊不屈者ニ御座候付籠舎申付置候、此度規度仕置不申付候而者向後山中掟茂難相立候間、六郎左衛門・大六死罪可申付と奉存候、右兩人重科之次第別紙書付之通御座候、且亦材木山之儀ニ付段々願之趣共茂有之、其節申付置候通、是亦委細別紙ニ書付奉掛御目候、支配所之儀ニ候間御内意奉伺候、以上
五月廿五日
相良遠江守

ここで長在が明言しているように、六郎左衛門・大六を死罪に処すことは「向後山中掟茂難相立」、すなわち山中への見せしめにはかからない。
藩が六郎左衛門・大六の重科とした点は、次の六点である。
一 兩人迷利欲忌公義、御立山を始惣山中材木山之願書人別潤と申立、実ハ兩人之私曲ニ而相願候事
一 翌末二月、庄屋・横目連判ニ而願書差出候儀、郡方役人より差図無之儀を六郎左衛門偽候而差図之由、庄屋・横目申聞せ判形為致、且亦畑所少ク令迷惑候段、前以願書候砌為渡世候間、御立山之外ニ候ハ、見分之上可差免之条、見立願出候様ニ申付置候得共、其後畑所之儀一向不申出、重疊偽申候事
一 兼而申付候筋相背、人数を催し無謂願度々申出、庄屋共掛り之所々ニ餓死人余多有之由、偽之儀申出候事

一 材木山願者六郎左衛門兄弟本人ニ而候得共、六郎左衛門役儀在之付、表向者願人連判差除巧拵候段、表裏者ニ候事

一 山願ニ加り候者ハ老入前銀五匁宛差出候之様ニ申候而、六郎左衛門方江取込、私用ニ召遣候事

一 山願相叶候者材木山代銀配分之節、六郎左衛門・大六者願人並より銀子過分ニ取可申条、其節異儀中間鋪旨願人共江堅申達候事
いままでの山願が、六郎左衛門兄弟の私欲によることを強調している。もっともこれらはすべて庄屋・横目および反六郎左衛門派の供述に基づいたものであり、また最後の代銀配分を願人たちがより多く取る件に至っては、あくまで山願が認められた後の取り決めにすぎない。長在は少々のは哀憐を加えてきたが、山中の者たちは「連々我儘之儀而已申出差図を用不申候間、規度仕置不申付候而者向後山中治り申間鋪」ため、厳罰に処するとしている。

応対に出た酒井家人森十右衛門は、以前に椎葉山の罪人の仕置きを行った先例を尋ねた。長在は、正徳年中に山中七カ所の鷹巣山で奈須庄太夫なる者が境を覚違い、材木を伐採したので領内の端に所移に処す旨を老中に伺い、「伺之通可被申付候」と許可された例を答えている。六月六日付で酒井に差出した口上覚で、藩は六郎左衛門と大六を死罪に処し、六郎左衛門の男子四人も領内所移とする処分を打診している。しかし十右衛門は、子供たちの所移については疑義を呈し、附札には「公義ニ而ハ死罪者之子共ハ御構無之候」としている。親が死罪であればその子は罪が無くとも連座として処罰するという藩に対し、十右衛門は藩に先例の有無を尋ねた。そこ

ど細かい指示を与えている。さらに六郎左衛門の男子四人は、苗字を取上げて所移とするが、六郎左衛門・大六の妻子および親類は構無し、家財は徳右衛門一件に準じるといったものであった。

5 六郎左衛門・大六の処刑

椎葉山では山願人ら一九人は逼塞、家内は慎みが命じられていたが、耕作に支障をきたすという理由で家内の耕作が許可されていた。七月朔日、藩は庄屋・横目に対して、願人ら一七人を連れて役所へ出頭するよう命じ、五日役所へ赴いた山中役人および願人らに対し逼塞御免を申渡した。特に郡左衛門と九右衛門は、「六郎左衛門江隨身之者」ではあったが、詮議に協力したことを理由に元の小役人に帰役させ、他の小役人たちも全員を帰役させている。六郎左衛門らの処刑を前に、山中の動揺を抑えようという意図があったと考えられる。

七月八日、井田が人吉に到着した。藩は庄屋四人と横目に六郎左衛門の子供四人を伴い出頭するよう命じ、番人中間を一人に六人宛付けて町宿に召置いた。十七日に役所へ出頭した山中役人たちのうち、大河内掛庄屋源右衛門と小役人二人を川の口へ派遣し、六郎左衛門らの処刑を同所で行う旨先触れさせる一方、六郎左衛門の子供四人の所移先の協議がなされた。その結果、長男大助は川の口から六里離れた尾崎、次男文左衛門は尾前(同五里)、三男助之進は五ヶ所(同九里)、末子藤治左衛門は岩井戸(同九里)にそれぞれ決定した。

翌十八日朝、月番家老菊池仙右衛門以下目付米良金平・井田左次

右衛門・役所役人五人が列座し、末座には山中役人が控えたところに六郎左衛門・大六が召出され、六郎左衛門は打首、大六は切腹を申渡された。山中役人たちは椎葉山中の静謐が命じられ、六郎左衛門らの妻女・親類・家来および家財は構無し、さらに六郎左衛門の脇指・衣類は大助兄弟に、大六の大小・衣類・諸道具は妻へ渡すよう命じられた。六郎左衛門・大六への厳罰に比べ、大助ら兄弟へは過分な配慮がなされている点が注目される。役所役人らは、かれらが所移先に赴く前に本宅に寄り着替・雑物等をとることを許し、また小屋掛けができるまで引移りを猶予している。その上、諸道具の引越しには村々から加勢を出すよう「内証」で催促してはどうかと伺いを立てるなど、それが「大六・六郎左衛門妻子共歎最中之時分罷帰候ハ、強屈之者共二而如何様之不了簡茂有之候而ハ不宜」という配慮からであっても不自然さは否めない。さらに自力では小屋掛けが困難であろうと、庄屋らに「心遣」と加勢を命じ、来月六日までに引移るよう指示している。六郎左衛門らと確執があったものの、同じ御用を勤めてきた庄屋たちや、一味同心して願書提出を繰り返してきた願人たちは、自らの供述が六郎左衛門に死罪に追いやり、家を断絶させたことに、どこか後味の悪さがあったように感じられる。

さて、判決を受けた六郎左衛門らは直ちに羽交いにされ網を打った駕籠に乗せられ、検使の米良・井田および役所役人二人とともに川の口へ向かった。六郎左衛門を連れた一行は六番隊の行列を組み総勢七〇人で人吉を出発し、江代から川の口までの継人足は一一九人を数える物々しい大行列であった。六郎左衛門らは休息時も駕籠

から出されず、用所も駕籠のうちからさせ、食事も駕籠の目より食腕を出し入れし羽交いをといて与えられるなど嚴重さを極めた。このデモンストレーションは、山中を「見懲」すには充分であった。行列は同日は江代に泊り、翌十九日昼時に川の口に到着した。それより先、役所手代らが川の口へ赴き、処刑場の設定を行っている。場所は川の口村の入口右方、人家二〇間程手前で、下草を払い垣が作られ、検使居所には青萱で二間程日覆いがなされ床には薄縁二枚が敷かれた。

まず大六は羽交いを解かれ藁筵に引き出され、切腹したところを役所手代が介錯した。六郎左衛門は駕籠から出されて羽交いは解かれたが、すぐに切綱をかけられて引き出され土座に置かれ、中間に首を打たれた。苗字・帯刀し、山中役人として役儀を勤めてきた者として、あまりにも軽辱な処刑であった。両人の死骸は遺族が申請して引き取った。そのあと六郎左衛門らの父所右衛門に対し、この度の仕置きを経緯を読み聞かせ、所右衛門に与えられていた二人扶持を召上げる旨が伝えられた。処刑が済んでも検使役人らは直ぐには帰らず、「緩々見合候而相替儀茂無之候」と静謐であることを確認するため暫く逗留し、検使の米良は山中役人に対し「以後山中ヨリ御六ヶ鋪義など不申出候様ニ相心得可然」ことを命じている。

六郎左衛門らが処刑された同日、六郎左衛門の男子四人は所移のため人吉を出立した。途中、「親御仕置ニ被仰付候、我々茂親同前ニ被仰付被下候」ことを願ったが、連行する役人らに窘められ、観念して帰途についた。湯前の宿では同所庄屋が、離ればなれになる四人を同宿させ、気付かれないように見張番をおくなど気遣いを見

せた。連行役人らは別宿をとり、夜咄に出向くなどかなり同情的であった。翌二十日、湯前を発ち昼過ぎに大河内に着き、庄屋源右衛門と横目の加七が四人を請取った。翌月四日に末子藤治左衛門が岩井戸へ小屋掛して引移ったのを始め、六日までに銘々が引移を済ませた。なお、所右衛門へは支給されていなかった五月から七月十八日までの扶持が渡されている。息子を処刑された老齢者へのせめてもの配慮だったのであろうか。また所移になった四人が、川の口に作置いた作物の収穫のために本所へ立ち帰ることも、山中役人たちから藩へ申請され、それが許可されている。

七月二十二日、六郎左衛門らの仕置きが済んだことを注進する飛脚が人吉を発ち江戸へ向かい、八月十九日に江戸に到着した。藩主相良長在自身も、老中酒井忠音へ覚書を持参して報告している。事件はここに落着した。

おわりに

以上、享保十一年の柚山願の提出から十六年の結審に至る事件の経緯を、年次を追ってできる限り詳細にみてきた。ここで次の二点、六郎左衛門らがなぜ繰り返し柚山願を出し続けたのか、どうして六郎左衛門らは処刑されねばならなかったのか、という点から柚山願一件についても一度整理し、改めてこの事件の真相について考えてみたい。

宝永年中の柚山稼では、二山だけで一四貫四七五匁余の利益があり、それを「柚銀山中之者共不寄上下、甲乙無之様ニ其銀相賦仕可

遣」として、山中総人数四〇一三人に配分された。一人当り三匁六分余に過ぎないが、大きな利益を生む柚山稼ぎは魅力であった。

しかし今回の柚山願が、純粹に椎葉山民の潤のために繰り返したものであったとは考えにくい。それは六郎左衛門の「湊屋取捨材木斗成共五人之役人衆并山願候拾九人、私迄式拾五人ニ被下候ハ、和談ニ罷成可申と存」という発言からも窺える。六郎左衛門自身、訴願の路銀を集めて私用品々の購入に充てていたことや、山中で枯木を売払った代銀を横領着服していたことからそれが裏付けられよう。藩から「私欲」と断じられる所以である。また訴願のために願人らから銀五匁宛を徴収しているが、これでは五匁を出せない者は参加できないことになり、平等な配当は期待できない。願人以外の者たちが、柚山願に冷淡であった理由も理解できる。

一方、六郎左衛門に対する藩の対応が、かなり不自然であったのは何を意味するのであろう。六郎左衛門が提出した願書を取下げるときも遠慮で済ませているし、拝借銀も願書提出を取りやめるかも知れないと期待し、すんなり認めている。また願人たちの取調べが開始される十六年三月まで、藩は六郎左衛門を庄屋らとともに依然横目として処遇しているのである。

これは庄屋助太夫の不正が、藩から不問にされた意味も同時に考えなければならぬ。藩が助太夫の不正に寛大であることは、藩もそれに何らかの関わりがあったことを暗示させる。そうであるからこそ、六郎左衛門はこの不正事件の告発をもって、藩に柚山願を認めさせようとしていたのではないだろうか。庄屋助太夫兄弟が散木山で不正を行ったことを幕府へ告発するという脅しは、六郎左衛門ら

にとつて藩と交渉する際に切り札となつたはずである。そのために藩は、六郎左衛門の要求にことごとく譲歩を余儀なくされてしまう。

六郎左衛門らが、幕府へ越訴せずに、執拗に藩に訴願を繰り返す理由も理解できる。藩は、六郎左衛門らが柚山願を出すことを何としてでも回避させたかったが、六郎左衛門らの訴願の意志が固いことを確認した藩は、一気に彼らの抹殺を図つたのである。六郎左衛門・大六兄弟は、断固処刑されねばならない存在であつた。^⑦

享保期以降、全国的に高外地への支配拡大が図られるなかで、椎葉山は公儀用材供給地として幕府の管理・支配が強化されることになる。椎葉山への柚入れは天和期より繰り返し実施されているが、その都度柚入れ対象山は留山として山民の利用が厳しく制限され、特に享保期には惣山中を対象に運上柚入れが強行されていく。^⑧こうした公儀による生活圧迫に対し山民は公儀へ「御救」を要求するが、たとえそれが切実であつたとしても村役人らの総意の上でしか成り立たないものであり、「御救」は支配体制秩序のなかにおいてのみ要求可能であつた。

この事件は、椎葉山内において庄屋・横目・小役人という支配秩序を、内外ともに再確認させることになった。以後椎葉山では山中秩序が強化され、同山では公儀に対する私的な「御救」や抵抗はみられなくなるのである。

註

- (1) 野口逸三郎「椎葉山の歴史―人吉藩相良氏支配地天領椎葉山の成立―」(『宮崎県地方史研究紀要』第二輯 宮崎県立図書館一九八六)
- (2) 明治大学刑事博物館蔵 内藤家文書(一―二七―一四)
- (3) 右同所蔵 内藤家文書(一―二七―九三)
- (4) 大平祐一「近世の合法的「訴訟」と非合法的「訴訟」―救済とその限界―」(『民衆運動史』3 社会と秩序 青木書店二〇〇〇)
- (5) 『歴代嗣誠独集覽』卷之二十(相良村資料編一 相良村 一九九五) 三四六頁
- (6) 享保一六年五月「椎葉山黒木六郎左衛門御仕置一巻」(内藤家文書)
- (7) 現在、この事件が「義民」物語となつてゐることはたいへん興味深い。後味の悪い事件だっただけに、六郎左衛門らの処刑を見た村民たちは、二人の死に怨念を感じ、憐れみ恐れたのである。六郎左衛門らが処刑された七月十九日は命日として、小崎・向山地区では山入りをせず仕事を休み、処刑地には参詣者が絶えないという。さらに六郎左衛門らの処刑が過酷であると悟つた藩は、処刑を止めるために使者を派遣するが、それが間に合わなかつたという「赦免使遅滞」の話にまで発展している(保坂智「義民物語の構造」(岩田浩太郎編『民衆運動史と社会意識と世界像』青木書店 一九九九)。処刑役人一行が引き上げる当日は大変な

風雨落雷があり(『椎葉村史』一五八頁)、火の玉もみられたと伝えられている。「義民」物語の誕生である。

(8) 武井弘一「享保改革期における幕府の林政と椎葉山」(『九州史学』第一二八号 二〇〇一)

「付記」

小稿は平成十三年五月十二日に椎葉民俗芸能博物館で行われた椎葉史談会の講演会で発表したものを、加筆・訂正したものである。同会の方々には大変貴重なご意見をいただいた。末尾ながら記して感謝の意を表します。